

- ①平成27年3月以降の営業損害につき、当事者双方が、東京電力による平成27年6月17日付けプレスリリースの枠組みでの和解による解決の意思を示したため、同プレスリリースに基づく営業損害の賠償がされた事例。
- ②避難指示解除準備区域（南相馬市小高区）所在の申立人所有の自宅不動産の財物損害について、申立人の避難先での病状及び通院状況等を考慮して、避難指示解除にかかわらず、少なくとも原発事故後6年は帰還できないことに合理性があるとして、全損と評価して賠償された事例。

## 和解契約書（一部）

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）について、申立人X1及びX2（以下「申立人ら」という。）と被申立人東京電力ホールディングス株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

### 1 和解の範囲

申立人らと被申立人は、本件に関し、別紙記載の損害項目及び期間について、一部和解することとし、それ以外の点について、本和解の効力は及ばないこととする。

### 2 和解金額

被申立人は、申立人らに対し、別紙記載の損害項目及び期間に対する和解金として、合計金605万8839円の支払義務があることを認める。

### 3 支払方法

（省略）

### 4 清算条項

申立人らと被申立人は、別紙記載の損害項目（別紙の対象期間の欄に記載のあるものについては同記載の期間に限る）について、以下の点を相互に確認する。

（1）本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人らが被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。ただし、本一部和解に係る弁護士費用については、本和解に定めるもののほか、当事者間に何ら債権債務がない。

（2）本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人らは被申立人に対して別途請求しない。

### 5 継続協議

申立人ら及び被申立人は、本件に係る損害賠償金額を確定させるように引き続き本和解仲介手続きにおける協議を続行する。

### 6 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人ら及び被申立人が署名（記名）押印の上、申立人らが1通、被申立人が1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成28年12月8日

(仲介委員 上妻英一郎)

## 別紙

損害項目		対象期間	金額 (円)
営業損害 (申立人 X 1)		H26. 12. 1 - H27. 2. 28	210, 000
被申立人による平成 27 年 6 月 17 日付けプレスリリース「法人さまおよび個人事業主さまに対する新たな営業損害賠償等に係るお取扱いについて」に基づく平成 27 年 3 月以降の営業損害 (申立人 X 1)			1, 680, 000
生命・身体的損害 (申立人 X 1)	診断書取得費	H28. 5. 18 取得分	7, 560
	入通院慰謝料	H26. 8. 18 - H28. 5. 10	320, 000
精神的損害 (申立人 X 1)	日常生活阻害慰謝料	H26. 12. 1- H28. 5. 31	1, 800, 000
精神的損害 (申立人 X 2)	日常生活阻害慰謝料	H26. 12. 1 - H28. 5. 31	1, 800, 000
一時立入費用	交通費	H28. 4. 15 - H28. 4. 23	64, 808
上記損害額合計			5, 882, 368
本一部和解に係る弁護士費用			176, 471
<b>和解金額 (総合計)</b>			<b>6, 058, 839</b>

- ①平成27年3月以降の営業損害につき、当事者双方が、東京電力による平成27年6月17日付けプレスリリースの枠組みでの和解による解決の意思を示したため、同プレスリリースに基づく営業損害の賠償がされた事例。
- ②避難指示解除準備区域（南相馬市小高区）所在の申立人所有の自宅不動産の財物損害について、申立人の避難先での病状及び通院状況等を考慮して、避難指示解除にかかわらず、少なくとも原発事故後6年は帰還できないことに合理性があるとして、全損と評価して賠償された事例。

## 和解契約書（全部）

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）について、申立人X1及び同X2（以下「申立人ら」という。）と被申立人東京電力ホールディングス株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

### 1 和解の範囲

申立人らと被申立人は、本件に関し、別紙記載の損害項目及び期間について和解することとし、それ以外の点について、本和解の効力は及ばないこととする。

### 2 和解金額

被申立人は、申立人らに対し、前項記載の損害項目及び期間に対する和解金として、合計金1224万7233円の支払義務のあることを認める。

### 3 既払金

申立人ら及び被申立人は、被申立人が申立人らに対し、第1項記載の損害に対する賠償金として、平成28年12月8日付け和解契約書（一部）に基づき、金605万8839円を支払済みであることを確認する。

### 4 支払方法

（省略）

### 5 清算条項

申立人らと被申立人は、別紙記載の損害項目（別紙の対象期間の欄に記載のあるものについては同記載の期間に限る）について、以下の点を相互に確認する。

- （1）本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人らが被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。ただし、本件和解仲介に関する弁護士費用については、本和解に定めるもののほか、当事者間に何ら債権債務がない。
- （2）本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人らは被申立人に対して別途請求しない。

### 6 確認条項

申立人ら及び被申立人は、別紙記載の不動産について、仮に本和解による賠償がその価額の全部の賠償である場合でも、賠償金の支払にかかわらず、所有権は移転しないことを相互に確認する。

### 7 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人ら及び被申立人が署名（記名）押印の上、申立人らが1通、被申立人が1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成29年4月3日

（仲介委員 上妻英一郎）

## 別紙

損害項目		対象期間	金額 (円)
営業損害 (申立人 X 1)		H26. 12. 1 - H27. 2. 28	210, 000
被申立人による平成 27 年 6 月 17 日付けプレスリリース「法人さまおよび個人事業主さまに対する新たな営業損害賠償等に係るお取扱いについて」に基づく平成 27 年 3 月以降の営業損害 (申立人 X 1)			1, 680, 000
財物損害 (建物) (申立人 X 1)	持分 3 分の 1		1, 241, 300
財物損害 (構築物・庭木) (申立人 X 1)	持分 3 分の 1		192, 744
生命・身体的損害 (申立人 X 1)	診断書取得費	H28. 5. 18 取得分	7, 560
	入通院慰謝料	H26. 8. 18 - H28. 5. 10	320, 000
精神的損害 (申立人 X 1)	日常生活阻害慰謝料	H26. 12. 1- H28. 5. 31	1, 800, 000
財物損害 (土地) (申立人 X 2)	宅地 〇〇- 8		838, 695
	宅地 〇〇- 13 の一部		838, 695
	山林 〇〇- 13 の一部		22, 666
	雑種地 〇〇- 15 (持分 2 分の 1)		5, 960
財物損害 (建物) (申立人 X 2)	持分 3 分の 2		2, 482, 600
財物損害 (構築物・庭木) (申立人 X 2)	持分 3 分の 2		385, 489
精神的損害 (申立人 X 2)	日常生活阻害慰謝料	H26. 12. 1 - H28. 5. 31	1, 800, 000
一時立入費用	交通費	H28. 4. 15 - H28. 4. 23	64, 808
上記損害額合計			11, 890, 517

本件和解仲介に関する弁護士費用			356,716
和解金額（総合計）（A）			12,247,233
一部和解における既払金（B）			6,058,839
支払額（A－B）			6,188,394